

日本国外務省と英国外務省・英連邦・開発省との間の 人的交流に関する協力覚書(仮訳)

日本国外務省及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という。)外務・英連邦・開発省(以下、個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。)は、

日英関係が相互理解を支える共通の価値観、文化及び人的つながりを核とするものであることを想起し、

両国の機関、人々及び企業間の強固かつ持続可能なつながり及び交流は、共通の課題への対処及び機会の活用のための能力にとり重要であることを認識し、

「強化された日英のグローバルな戦略的パートナーシップに関する広島アコード」において示された日英間の強化されたグローバルな戦略的パートナーシップを基礎とし、「人的交流を再活性化させる」という同文書のコミットメントを実現することを望み、

以下の認識に達した。

1 目的

1 本協力覚書(以下「本覚書」という。)は、日本と英国との間の人的つながりの強化を通じて、二国間の相互の友好及び協力を一層発展させることを目的とする。

2 協力分野

交流の拡大

1 両当事者は、二国間関係の未来を担う**両国の若者**の新たなつながりを育み、両国間の青少年及び学生の移動を促進する。そのため、両当事者は、日本のワーキング・ホリデー制度及び英国のユース・モビリティ・スキームを利用することができる者の数をそれぞれ 6,000 に増加させる。また、両当事者は、チーフニング奨学金、JET プログラム、日本の文部科学省奨学金、チューリング・スキームのような政府によるイニシアティブから、民間団体や非営利団体が運営する独立したプログラムまで、若者にそれぞれの国における生活、学業、就労の機会を与える幅広い交流事業、奨学金その他のプログラムを称賛し、強化する。これには、在英国日本国大使館及び在日ブリティッシュ・カウンシルのウェブサイト上でこれらの制度の利用に関する情報を提供することを含む。

2 両当事者は、共通した繁栄の創出並びに貿易及び投資の増大に寄与する情報及びベストプラクティスの交換並びに人的交流を強化する両国の**企業間**の連携を奨励し、対話を促進する。そのため、両当事者は、新規及び既存のプラットフォームを通じ、両国の企業及び機関の間のこのような交流の実現及び促進のため、企業及び産業団体とともに取り組む。

3 両当事者は、対話を促進し、両国が直面する複雑な課題に分野横断的な視点を提供する日英 21 世紀委員会といった場を含む両国の**知的コミュニティ間**の交流を引き続き支援し、歓迎する。

強んで革新的な未来に向けた教育と技能

4 両当事者は、グローバルな課題に取り組み、**持続可能で強じんな未来を確保するために、両国が必要とする技能**を育成できるよう、教育及び交流に関するベスト・プラクティスを共有する。これら

のテーマは、いのち輝く未来社会のデザインという 2025 年大阪・関西万博のテーマと強く整合し、英国の同万博への参加は、二国間のつながりと交流の一層の深化のためのプラットフォームを創出するとともに、永続的な財産を残すこととなる。また、両当事者は、高等教育機関間の対話の促進に向けて取り組み、それぞれの国の学生並びに若手研究者及び大学教員の間の一層の学術的協力の拡大及び流動性の向上並びに大学間の交流事業を奨励する。

5 両当事者は、国際科学パートナーシップ基金及び先端国際共同研究推進事業(ASPIRE)などの現代の喫緊の課題への対処に貢献する先端科学技術に関する研究者及びイノベーターの間の連携を支援する取組を奨励する。また、両当事者は、日本サイバー・セキュリティ・フェローシップや日本の学校におけるサイバー・ファースト・コンペティションの試行等の取組を通じて、サイバー分野における将来のリーダーを輩出するために連携する。両当事者は、変革的なイノベーションとソリューションの実現においてスタートアップ企業が果たす役割を念頭に置き、関連する政府機関間の交流の支援を通じ、並びに、両国のスタートアップ企業及び技術投資家がそれぞれの市場において関係を構築する機会の創出を含め、イノベーション・エコシステム間の連携を深めるための一層の努力をする。

6 両当事者は、人的交流の基盤となり、かつ、二国間関係の長期的な潜在力を実現するための技能と相互理解を両国の若者が身に付けるため、国際交流基金及びブリティッシュ・カウンシルによる言語教育及び評価並びに文化交流を推進する。

7 両当事者は、持続可能な都市開発パートナーシップの構築を歓迎し、同パートナーシップが(気候変動、デジタル化及び高齢化といった)共通の課題について強じんかつ将来にわたり有用な空間の創出及び両国のあらゆるレベルでこれらの課題に取り組むための適切な能力の育成に関するベスト・プラクティスを共有することを認識する。

文化、観光及びスポーツを通じたつながりの強化

8 両当事者は、観光の規模、価値及び地域的多様性を拡大することを目指し、**観光分野における二国間の強固なつながりの発展に努める**。両当事者は、健康、多様性及び包摂性を推進するものを含め、スポーツを通じた交流やつながりの構築を実践する個人及び団体の活動を引き続き強化する。

9 両当事者は、芸術、文化及びクリエイティブ産業による社会を豊かにするための貢献並びにこのような貢献を強化する上で芸術家、芸術従事者及び文化団体間の創造的なつながりが有する価値を認識する。両当事者は、このことを念頭に、信頼、相互理解及び強固な人的関係を構築するための資源として、国際交流基金、ブリティッシュ・カウンシル及びジャパン・ハウス ロンドンを含む文化機関を通じた交流を促進する。さらに、両当事者は、2019 年から 2021 年にかけて実施された「日英文化年間」の成功を基礎に、共通の価値観を探究し、共通の課題に取り組むとともに、観覧者が両国の芸術に触れる機会を創出する文化プログラムを支援する。

あらゆるレベルでの共働

10 両当事者は、多くの姉妹都市やその他の協定を含む両国の**地方自治体間の既存の緊密な関係を基礎とし、地方レベルでの一層の関係の強化を奨励し、称賛する**。

11 両当事者は、共通の価値と原則を守り、両国及び世界において教育と文化を擁護しつつ、ユネスコその他の関連機関を含む**国際場裏**において、文化及び教育のような人のつながりに関する事項について引き続き連携する。

12 両当事者は、行政機関及び公的機関の定期的な交流を奨励し、及び促進することにより、相互理解を一層深め、**機関間のパートナーシップ**を強化する。これには、両当事者間の出向プログラムの再開及び他の政府機関間の交流の奨励が含まれる。両当事者は、あらゆるレベルでのパートナーシップの促進における同窓生及びそのネットワークの役割を認識する。

3 実施と管理

- 1 両当事者は、必要に応じ、関連する場合には、関連する上級職員や専門家を招集しつつ、既存の関与の経路を通じて本覚書を実施する。
- 2 両当事者は、閣僚級の関与を含む関連する経路を用いつつ、本覚書の実施を監督する。
- 3 本覚書の実施に起因するいかなる紛争も、両当事者間の協議を通じて友好的に解決される。

4 開始、期間、修正及び終了

- 1 本覚書は、法的拘束力を有さず、国内法又は国際法上のいかなる権利又は義務をも生じさせるものではなく、また、両当事者により特定された新たな協力分野を排除するものではない。
- 2 本覚書は、両当事者が署名した日に開始する。一方の当事者は、他方の当事者に対し、本覚書を中止する意向を3か月前に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。
- 3 本覚書は、両当事者の書面による同意により、いつでも修正することができる。かかる修正は、両当事者が決定した日に開始され、本覚書の不可欠な一部となる。
- 4 この覚書の中止は、両当事者が別途決定する場合を除き、進行中の協力活動に影響を及ぼさない。

上記は、日本外務省とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国外務・英連邦・開発省との間で、言及された事項に関して一致した認識を示すものである。

2023年11月7日に東京で、等しい価値を有する英語による二通の原本に署名した。

日本国外務省のために

グレートブリテン及び北アイルランド連合
王国外務・英連邦・開発省のために

.....
上川 陽子
外務大臣

.....
ジェームス・クレバリー
外務・英連邦・開発相